横浜市建築基準条例及び同解説　新旧対照表

※下線部分が改正部分

| **旧** | **新** |
| --- | --- |
| 表紙・目次 | 表紙・目次 |
| 　横浜市建築基準条例及び同解説（令和３年10月版） | 　横浜市建築基準条例及び同解説（令和４年５月版） |
| 第１章　総則から第２章の２　昇降機まで　略 | 第１章　総則から第２章の２　昇降機まで　略 |
| 第３章　雑則 | 第３章　雑則 |
| 第53条の６から第54条の２まで　略 | 第53条の６から第54条の２まで　略 |
|

|  |
| --- |
| 【仮設興行場等に対する制限の緩和】第55条　法第85条第５項又は第６項に規定する仮設興行場等については、第４条、第７条、第９条、第16条、第33条、第36条第３項、第38条第４項、第39条、第41条又は第49条から第51条までの規定は、適用しない。（昭47条例11・旧第56条繰上・一部改正、平３条例71・平５条例43・平17条例105・平24条例41・平30条例51・令元条例11・一部改正） |

法第85条第５項又は第６項の規定により、仮設興行場等についての安全上、防火上、衛生上支障がないと認められたものについては、制限の緩和があります。同様の趣旨により本条においても条例上の制限について緩和する旨の規定をしたものです。ここでいう「仮設興行場等」とは、法第85条第５項に規定する「仮設興行場、博覧会建築物、仮設店舗その他これに類する仮設建築物」をいいます。また、本条に定める規定のほか、法の規定により適用除外となる規定があります。法第85条第５項又は第６項の規定により、「仮設興行場等」については法第３章の規定は適用されないため、法第43条第３項に基づく条例の規定（第４条の２、第５条、第６条第２項及び第３項、第15条、第24条から第26条まで、第27条第４項及び第５項、第28条第２項、第29条から第32条まで、第47条、第47条の２、第48条第1項、第52条並びに第53条）は適用されません。ただし、法第85条第５項又は第６項に基づく許可条件として、法及び本条により適用除外とされる規定への適合が必要となる場合があります。 |

|  |
| --- |
| 【仮設興行場等に対する制限の緩和】第55条　法第85条第６項又は第７項に規定する仮設興行場等については、第４条、第７条、第９条、第16条、第33条、第36条第３項、第38条第４項、第39条、第41条又は第49条から第51条までの規定は、適用しない。（昭47条例11・旧第56条繰上・一部改正、平３条例71・平５条例43・平17条例105・平24条例41・平30条例51・令元条例11・一部改正） |

法第85条第６項又は第７項の規定により、仮設興行場等についての安全上、防火上、衛生上支障がないと認められたものについては、制限の緩和があります。同様の趣旨により本条においても条例上の制限について緩和する旨の規定をしたものです。ここでいう「仮設興行場等」とは、法第85条第６項に規定する「仮設興行場、博覧会建築物、仮設店舗その他これに類する仮設建築物」をいいます。また、本条に定める規定のほか、法の規定により適用除外となる規定があります。法第85条第６項又は第７項の規定により、「仮設興行場等」については法第３章の規定は適用されないため、法第43条第３項に基づく条例の規定（第４条の２、第５条、第６条第２項及び第３項、第15条、第24条から第26条まで、第27条第４項及び第５項、第28条第２項、第29条から第32条まで、第47条、第47条の２、第48条第1項、第52条並びに第53条）は適用されません。ただし、法第85条第６項又は第７項に基づく許可条件として、法及び本条により適用除外とされる規定への適合が必要となる場合があります。 |
| 第56条から第57条まで　略 | 第56条から第57条まで　略 |
| 第４章　罰則 | 第４章　罰則 |
| 第58条　略 | 第58条　略 |
| 付　則（昭和35年10月条例第20号）以下、略 | 付　則（昭和35年10月条例第20号）以下、略附　則（令和４年５月条例第18号）この条例は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和４年法律第44号）附則第１条第２号に掲げる規定の施行の日から施行する。 |